

東洋大学校友会静岡県支部規約

平成 27 年 7 月 19 日

第1章 総 則

第1条 本会は「東洋大学校友会静岡県支部」（以下支部）と称し、東部・中部・西部の3地区制（以下3地区と称す）とし、各地区に地区会を置くものとする。

第2条 支部は本部を東京都文京区東洋大学内に置き、支部の事務局は幹事長宅、地区会事務局は副幹事長（各事務局長）宅に置く。

第3条 支部は東洋大学建学の精神を顕現し、会員相互の親睦を図り、東洋大学の興隆発展に寄与することを目的とする。

第4条 支部は前条の目的を達成する為、次の事業を行う。

1. 本部及び他支部、甬水会静岡県支部との緊密な連携をはかる
2. 会員の親睦に対する事業
3. 学生の体育及び文化活動の支援
4. 女性校友活動への支援、推進
5. 会報の発行
6. 各種の調査、研修会、連絡会等の開催
7. 会員名簿の管理・保護
8. その他の必要と認める事業

第2章 会 員

第5条 支部の会員は静岡県出身者もしくは本県に居住する次の者をもって構成する。

1. 東洋大学学部、大学院、専門職大学院、短期大学の卒業生。（哲学館、哲学館大学、旧制学部、旧制予科を含む）
2. 通信教育部の卒業生で、入会金を納入した者。
3. 東洋大学に在学した者で、支部が推薦し本部常任委員会において承認された者。
4. 東洋大学に勤続10年以上の教職員で、本人の希望があり、本部常任委員会で承認された者。

第6条 会員は会費として、終身会費50,000円または年会費3,000円を校友会本部が指定する口座に納付するものとする。但し、会費に変更ある場合は本部指示金額を納付する。

第3章 役員

第7条 支部は次の役員を置く。

- | | |
|----------------------|----|
| 1. 支部長 | 1名 |
| 2. 副支部長（各地区長を兼ねる） | 3名 |
| 3. 幹事長 | 1名 |
| 4. 副幹事長（各地区事務局長を兼ねる） | 3名 |
| 5. 監事（各地区監事を兼ねる） | 3名 |

第8条 役員の職務

1. 支部長は支部を代表し会務を総理する。
2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長事故あるときは職務を代行する。
3. 幹事長は県支部の会務遂行を円滑ならしめ、庶務、会計を掌握する。
4. 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長事故あるときは職務を代行する。
5. 監事は、支部会計および地区会計を監査する。

第9条 役員の選出

1. 支部長は3地区の輪番制を原則とするが、支部役員会で選出し、総会の承認を得る。
2. 副支部長、幹事長、幹事は支部役員会で選出し、総会の承認を得る。
3. 副幹事長（各事務局長）は地区幹事の互選による。

第10条 役員の任期

1. 支部長の任期は1期3年とするが再選を妨げない。但し、2期6年を限度とする。
2. 支部長を除く他の役員任期は1期3年とするが、再選を妨げない。

第11条 顧問

1. 支部に顧問を置く。顧問は支部長経験者および支部功労者とする。
2. 顧問は支部役員会で推薦し、支部長が委嘱する。
3. 顧問は支部長の諮問に応じ助言する。

第12条 東洋レディース in 静岡（以下「レディース」と称す）

1. 支部にレディースを置く。
2. レディースの代表者は支部長が委嘱する。
3. レディースの代表者は支部長の諮問に応じ助言し事業報告、計画、および収支報告、予算を支部役員会で報告する。
4. 支部は、レディースの活動費を助成する。但し、本部からの交付金等が変更なった場合等、活動費を支部役員会で変更できる。

第4章 会 議

第13条 総 会

1. 支部は毎年 1 回定時総会を開催する。支部長が必要と認めたときには、臨時総会を開催することができる。
2. 定時総会において、役員改選、事業計画、予算、決算およびその他の報告をし、承認を得るものとする。
3. 総会は少なくとも 10 日以前に会議の目的、日時および場所を通知する。
4. すべての会議は議事録を作成し、これを保存する。

第14条 役員会

1. 支部役員会は年 2 回定例に開催する。他に支部長が必要と認めたときには、臨時に開催できる。
2. 支部役員会は次の事項を審議し決定する。
 - ① 本部代議委員の選出
 - ② 予算、決算および事業計画に関する事項。
 - ③ 会計監査に関する事項
 - ④ 規約の改正に関する事項
 - ⑤ その他必要と認める事項

第5章 会 計

第15条 支部の経費は、年会費と終身会費およびその他を以ってこれに充てる。

第16条 会計年度は 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第 17 条 本部からの会員 1 人当たり 2,000 円の交付金は、1,000 円を支部会計にあて、残り 1,000 円を各地区の会費納入会員数に応じて配分する。但し、本部で交付金に変更された場合は、支部役員会により配分の取扱いを変更できる。

第 18 条 支部の会計は幹事長が当たり、地区会計は副幹事長（各事務局長）がこれにあたる。副幹事長は、地区年度収支を役員会で報告する。

第 6 章 部 会

第 19 条 支部に部会を置くことができる。

第 20 条 部会を置くときは支部役員会に諮り支部長がこれを承認する。

第 7 章 補 則

第 21 条 この規約に定めなき事項は、支部役員会において決する。必要事項は施行細則に定める。

付 則

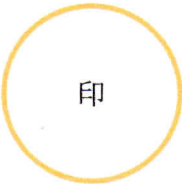
1. 本会則は、平成 6 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本会則は、平成 13 年 10 月 7 日より改正施行する。
3. 本会則は、平成 24 年 4 月 1 日より改正施行する。
4. 本規約は、平成 25 年 7 月 1 日より施行し、施行時に旧東洋大学校友会静岡県支部会則は（平成 24 年 4 月 1 日）は廃止する。
5. 本規約は、平成 27 年 7 月 19 日より施行し、施行時に旧東洋大学校友会県支部規約（平成 26 年 7 月 6 日）は廃止する。

平成 年 月 日

静岡県 番地

東洋大学校友会静岡県支部

支部長



平成 年 月 日

静岡県 番地

東洋大学校友会静岡県支部

長



東洋大学校友会静岡県支部規約施行細則

第1条（目的）

この施行細則は東洋大学校友会静岡県支部規約（以下「規約」という）第20条に基づいて定める。

第2条（地区）

支部規約第1条に定める「3地区」とは別表1の通りとする。

第3条（旅費等）

支部役員が公務で出張する場合、支部経費をあてることができる。

この場合、最も経済的かつ合理的な交通手段を利用すること。

但し、上部団体から旅費等が支給される場合を除く。

1. 公務で出張した者は、その用務完了後、支部長にその内容を報告する。
2. 支部長は、報告書を役員会で発表する。
3. 講演者旅費

講演者	交通費	その他
県外在住の方	新幹線往復運賃、自由席	謝礼金
県内在住の方	なし	謝礼金に交通費を含む

4. 静岡県支部役員会出席の旅費精算は、各自、地区で清算する。

第4条（会員慶弔）

会員の慶弔は、在籍の役員本人及び支部長経験者とする。

慶 弔	金 額	備 考
慶 事	なし	
弔 事	5,000 円	生花 1 基（15,000 円相当）

第5条（個人情報）

支部の運営上知り得た個人情報は、東洋大学校友会会則に準じる他漏洩してはならない。

第6条 本施行細則に定めなき事項で他に必要が生じた事項は、役員会で協議決定する。

但し、緊急でやむを得ない事項については支部長、幹事長の専決とする。

附則1. 本細則は平成25年7月1日に決定し同日より適用する。

2. 本細則の改正は、支部役員会により決するものとする。

別表 1

地区

平成 24 年 4 月 1 日現在

地区	市町村
東部地区	富士市、沼津市、富士宮市、三島市、御殿場市、伊東市、裾野市、伊豆の国市、熱海市、伊豆市、下田市、長泉町、函南町、清水町、小山町、東伊豆町、西伊豆町、南伊豆町、河津町、松崎町
中部地区	静岡市、藤枝市、焼津市、島田市、牧之原市、菊川市、御前崎市、吉田町、川根本町
西部地区	浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、森町

記載例

この規約の記載内容について事実と相違ないことを証明します。

上記文言並びに日付、住所、氏名は手書きで、印は届け出印で良い。

平成 年 月 日

静岡県 番地

東洋大学校友会静岡県支部

支部長

印

平成 年 月 日

静岡県 番地

東洋大学校友会静岡県支部

事務局長又は幹事長

印



事務局長又は幹事長名で記載してください。